



鳥労基発1202第1号
令和3年12月2日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



積雪・凍結時における労働災害の防止について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働基準行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、気象庁の長期予報によりますと、この冬は西の地域ほど寒気の影響を受けやすく、西日本では気温が平年並みか低くなる見込みで、また、今後「ラニーニャ現象」が発生する可能性が高いとして、12月以降は厳しい寒さのほか大雪になるおそれもあるとしており、積雪・凍結に起因する労働災害の増加が懸念される所です。

休業4日以上労働災害を事故の型別に分類しますと、『転倒』型災害が一番多く、全体の約4分の1を占めている状況にありますが、その中で、12月から翌年2月の間において、積雪・凍結により足が滑り転倒する災害が多く発生しています。(別添資料参照)

また、積雪・凍結による転倒災害を発生時刻別に見ると、朝の通勤時間帯や出勤直後の作業中等に多く発生しており、事業者の管理下にある駐車場や敷地内又は建物出入口で被災していることから、その対策により防止できる災害ともいえます。(別添資料参照)

なお、転倒災害による傷病名は骨折が多く発生しており、休業見込も1か月以上の重篤な災害となっています。(別添資料参照)

さらに、この時期においては積雪に伴い、屋根の除雪中の墜落事故、駐車場の除雪中の除雪機械との接触事故、スリップによる交通事故などの労働災害の発生が懸念される所です。

つきましては、積雪・凍結時による労働災害を防止するため、別紙の事項の取組の実施について、貴会の会員事業場に対し周知並びに注意喚起くださいますようお願い申し上げます。



1 転倒災害防止対策

- ①大雪、低温に関する気象情報の把握に努め、把握した場合は、労働者へその情報を伝え、転倒リスクを低減するための対応を行うこと。
- ②作業通路・移動通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合は、ポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。また、除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保を行うこと。併せて、通行箇所での照度の確保を行うこと。
- ③滑りにくい靴を着用すること。また、靴底がすり減っていないか点検すること。
- ④「かかとから着地する歩き方をしない」「歩幅を狭くする」「あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩く」等、路面に合った歩き方をすること。
- ⑤「余裕をもって」行動し、急に走る、急に曲がるなどの動作は避けること。
- ⑥横断歩道の白線、マンホール等金属部分の上は滑りやすいので留意すること。また、建物内外の出入口付近は転倒多発地帯となるので、特に留意すること。
- ⑦雪のある環境から屋内に入った場合、靴の裏に付いた雪や水により滑りやすくなるので、十分に拭き取る、吸湿性のあるマットを敷く等により除去すること。
- ⑧転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。歩行してのスマートフォン、携帯電話の使用は避けること。

2 墜落災害防止対策

- ①気象情報に十分注意し、大雪、大雨、強風、吹雪等の悪天候の場合や、気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。
- ②屋根の雪下ろしを行う際には、作業者に保護帽（墜落時保護用）、要求性能墜落制止用器具を着用させること。なお、高さ2 m以上の墜落危険箇所での作業においては、手すりを設置するか、これが困難な場合には、親綱を設置し、要求性能墜落制止用器具を確実に着用させるなどの措置を講じること。
- ③屋根の材質が、スレート、アクリル板等で踏み抜きの危険がある場合は、歩み板を設ける等により墜落防止措置を講ずること。この場合、予め作業場の積雪の状態、建物の構造（屋根の材質、勾配の滑り止めの有無等）の状況を確認し、適切な作業手順を定めておくこと。
- ④昇降用はしごは、十分な長さのものを使用し、必ず転位防止の措置を講じること。また、はしごの上部を固定し、上部を60 cm以上突き出すこと。
- ⑤雪を落下させる場合や軒先から落雪のおそれがある場合は、囲いや表示で立ち入り禁止措置を講ずること。また、屋根上等での上下同時作業は原則として禁止すること。

3 除雪作業における労働災害防止対策

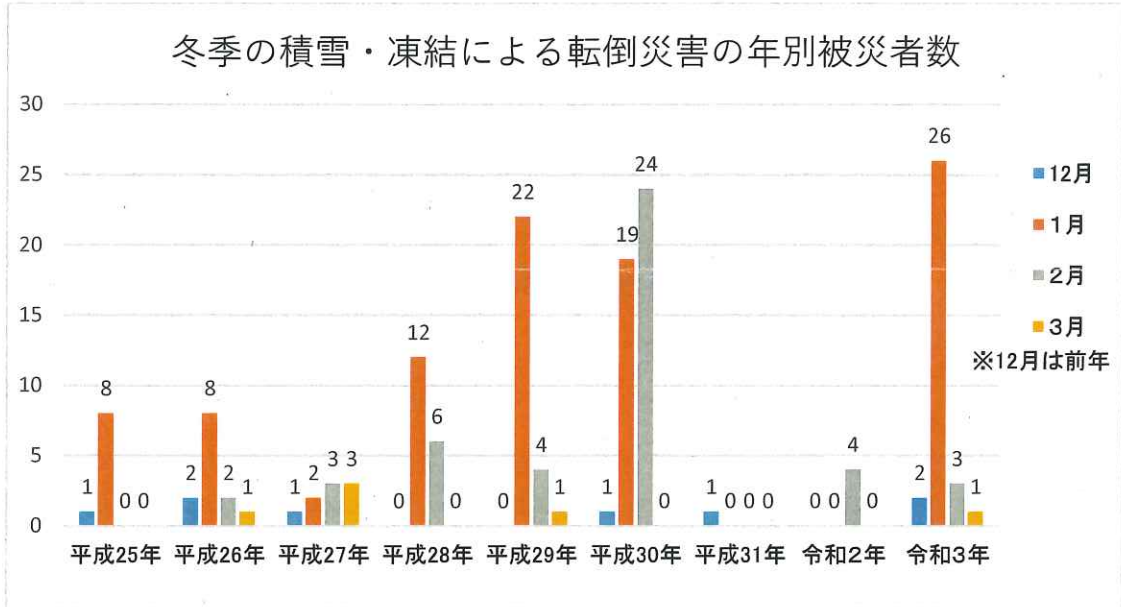
- ①除雪作業を行う際には、河川、側溝、設備類（配管等含む）等の位置を予め確認し、標識を立てるなどにより転落や破損等の防止措置を講ずること。また、屋外通路等で除雪機等を使用する場合には、路肩からの転落防止措置にも配慮すること。
- ②除雪機を使用する場合は、安全装置が正しく作動することを確認した後に使用すること。
- ③除雪作業を行う前に障害物の位置などを確認するとともに、滑りにくい履物を履くなど、除雪機の取扱説明書に書かれている準備を行うこと。また、除雪機を使用する際、特に後進時は足元や周囲の障害物に注意を払い、無理のない速度で使用すること。
- ④除雪機等の回転部分に障害物、圧雪等が詰まった場合は、エンジンを止め、回転が完全に止まったことを確認してから対処すること。また、再起動する場合には、当該箇所付近から作業者が離れたことを確認してから操作すること。
- ⑤除雪機等への巻き込まれを防止するため、運転時の周囲の確認、作業範囲への各作業員・誘導員等の立ち入り禁止の措置を徹底すること。

4 交通労働災害防止対策

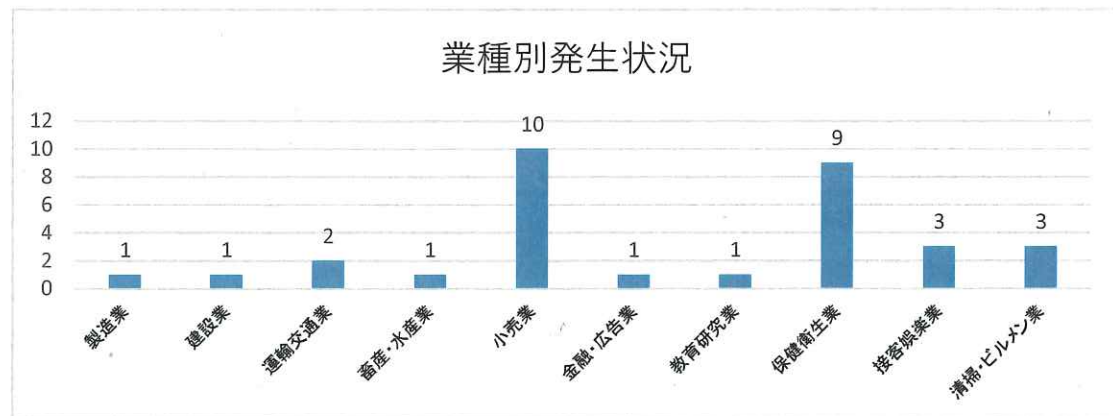
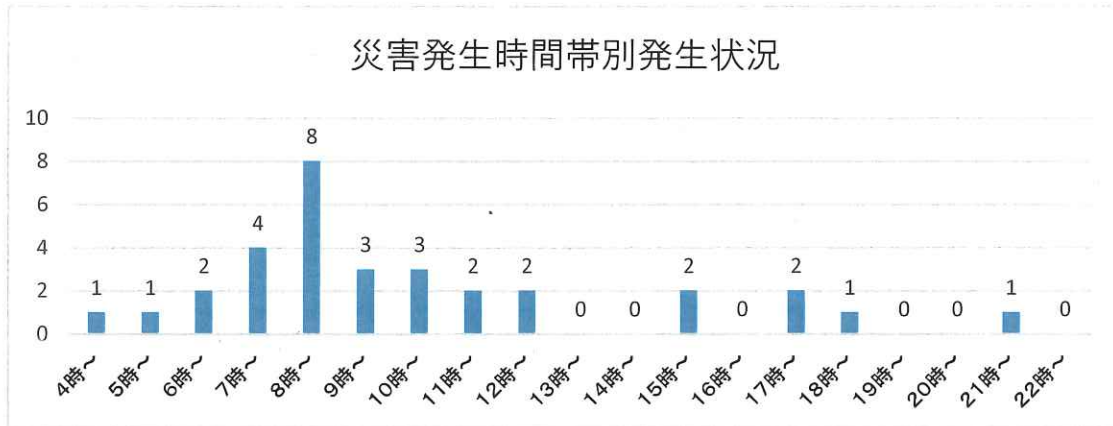
- ①気象情報を踏まえた適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を遵守させること。また、目的地へは、余裕を持って早めに出発すること。
- ②冬用タイヤ等、積雪・凍結の状況を踏まえた適切な装備を装着（豪雪が想定される場合は、これに対応できるようタイヤチェーンを配備すること。）し、タイヤの摩耗状態を点検し、適切なタイヤを使用すること。
- ③運転者に対して、安全運転を行わせ、急ハンドル、急ブレーキ、急発進によるスリップを防止させること。また、気象条件に合った車間距離を保ち、交差点へは減速して近づくよう運転を行うこと。
- ④「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、走行管理や気象条件に対し安全の確保を図るための必要な指示を行うこと。
- ⑤安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないかどうか、確認すること。必要に応じ、運転者の交替、運行時間縮小等、対応を行うこと。
- ⑥運転者に対し、冬道の運転について交通KYT（危険予知トレーニング）を取り入れる等、安全運転教育を実施すること。
- ⑦過去の災害事例等を参考に、走行する道路等について交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し、安全運転教育に活用すること。

【資料表6】各労働災害防止計画期間における死傷災害の業種別、事故の型別死傷者数
(9次防～12次防)

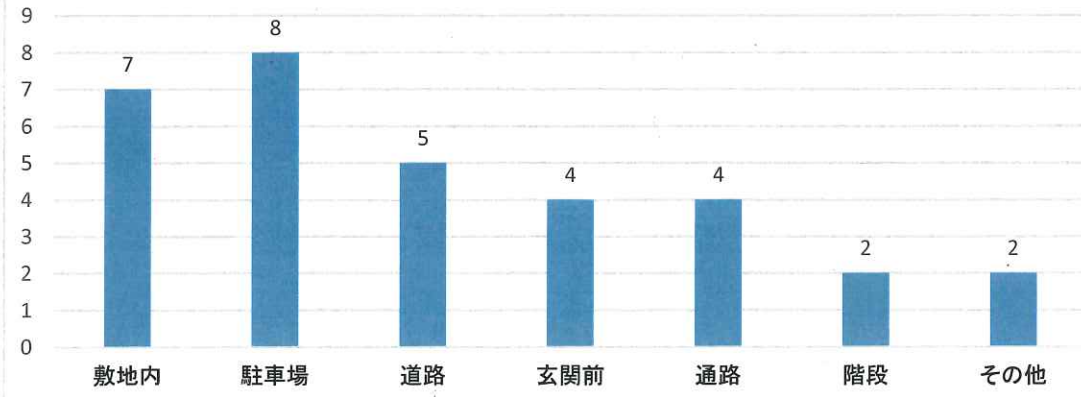
全産業	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	工具・器具に刺	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動	左記以外	計
9次防	601	640	166	299	94	207	570	354	207	161	118	3417
10次防	530	584	144	189	78	182	433	274	201	146	118	2879
11次防	437	569	103	137	53	135	357	200	183	167	111	2452
12次防	463	599	113	147	40	134	291	159	156	188	100	2390
計	2031	2392	526	772	265	658	1651	987	747	662	447	11138



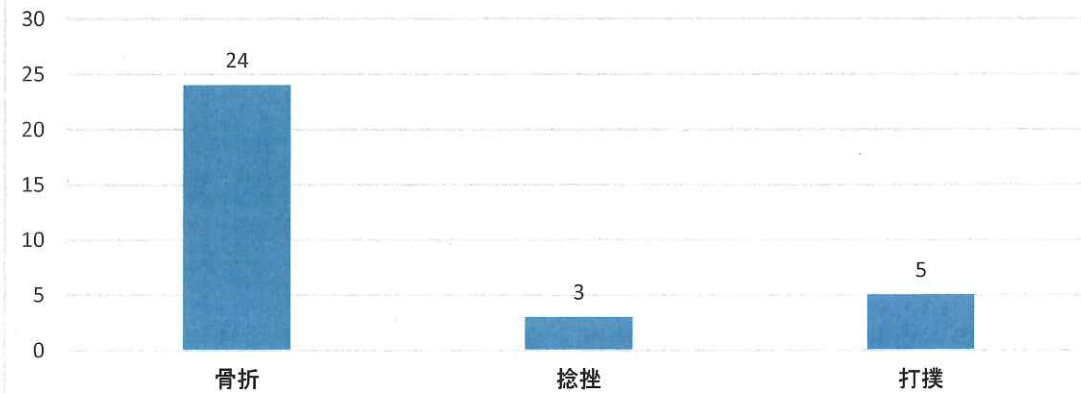
令和2年12月～令和3年3月における積雪・凍結による転倒災害発生状況



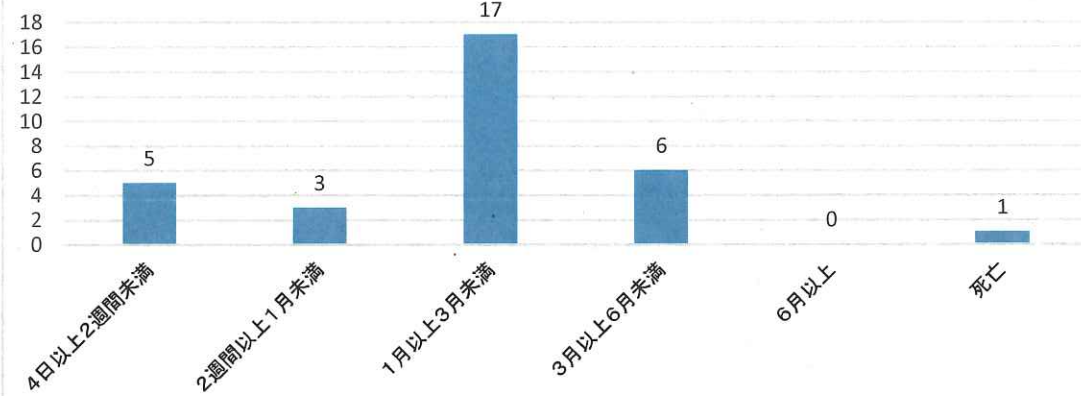
災害発生場所別発生状況



傷病性質別発生状況



災害程度別発生状況



死亡災害発生状況

業種	発生月 発生時間帯	事故の型 起因物	災害の概要